

### 岐阜市の地下水汚染地区の見直しについて（厚見地区）

#### 1. 概要

平成 12 年 11 月～平成 15 年 1 月に実施したテトラクロロエチレン等に係る地下水汚染調査によって、市内に 6 つの汚染地区(「南部」、「鶯谷・殿町」、「厚見」、「新栗野」、「切通」、「真砂町西側」)が判明した。

以後、毎年 1 地区を選定し、汚染範囲の内側で調査を実施し、学識経験者の意見を参考に汚染範囲の見直しを行っている。

**過去の汚染範囲見直し状況** (令和 2 年 12 月時点)  
『真砂町西側地区』：平成 24 年度に見直し (汚染地区を解除)  
『南部地区』：平成 30、令和元年度に見直し (汚染範囲を縮小)  
『鶯谷・殿町地区』：令和 2 年度に見直し (汚染範囲を縮小)  
『厚見地区』：平成 28 年度に見直し (汚染範囲を縮小)  
『新栗野地区』：平成 29 年度に見直し (汚染範囲を縮小)  
『切通地区』：平成 30 年度に見直し (汚染範囲を縮小)

#### 2. 調査結果 (調査期間 令和 3 年 5 月 11 日～令和 3 年 10 月 1 日)

調査地点 (厚見地区)：平成 28 年度見直し時に検査した地点 (59 地点)

検査項目	基準値 (mg/L)	基準適合				基準超過	
		不検出		検出		濃度範囲 (mg/L)	検体数
		濃度範囲 (mg/L)	検体数	濃度範囲 (mg/L)	検体数		
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	28	0.0005～0.0097	30	0.016	1
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	53	0.001～0.003	6	—	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	57	0.007～0.012	2	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	59	—	—	—	—
クロロエチレン	0.002	<0.0002	59	—	—	—	—

59 地点の内、1 地点で基準超過が確認された。項目は、テトラクロロエチレンのみであった。

テトラクロロエチレンについて、過去のデータを踏まえて詳細に検証することとした。

(参考) テトラクロロエチレン等について  
これらの物質は、ドライクリーニングや金属製品の脱脂等に使用されており、発がん性等の人体への影響が指摘されている。また、基準値については、その濃度の水を、人が 70 年間、1 日 2 リットル飲み続けた場合、生涯発がん危険率が 10 万分の 1 以下になるように決められている。

#### 3. 汚染範囲検証 (テトラクロロエチレン)

##### (1) 調査結果の経年変化

過去 4 回の調査において、採水を実施した地点のデータを比較 (49 地点)

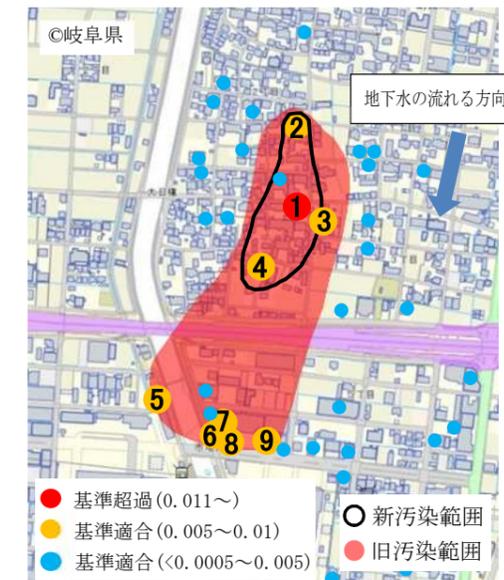
調査期間	平成 13 年度 1 回目		平成 21 年度 2 回目		平成 28 年度 3 回目		令和 3 年度 4 回目	
	濃度範囲 (mg/L)	検体数	濃度範囲 (mg/L)	検体数	濃度範囲 (mg/L)	検体数	濃度範囲 (mg/L)	検体数
基準適合 (不検出)	<0.0005	10	<0.0005	24	<0.0005	24	<0.0005	23
基準適合 (検出)	0.0006 ～ 0.008	24	0.0006 ～ 0.0085	15	0.0005 ～ 0.0087	21	0.0005 ～ 0.0097	25
基準超過	0.011 ～ <b>0.063</b>	<b>15</b>	0.013 ～ <b>0.033</b>	<b>10</b>	0.011 ～ <b>0.017</b>	<b>4</b>	<b>0.016</b>	<b>1</b>
平均値	0.0093		0.0050		0.0027		0.0022	
地点数計		49		49		49		49

最大値、平均値、地点数ともに減少している。 ➡ 汚染範囲の縮小を検討する

##### (2) テトラクロロエチレンの基準超過地点と比較的値が高い地点 (0.005 以上) の分布

(単位：mg/L)

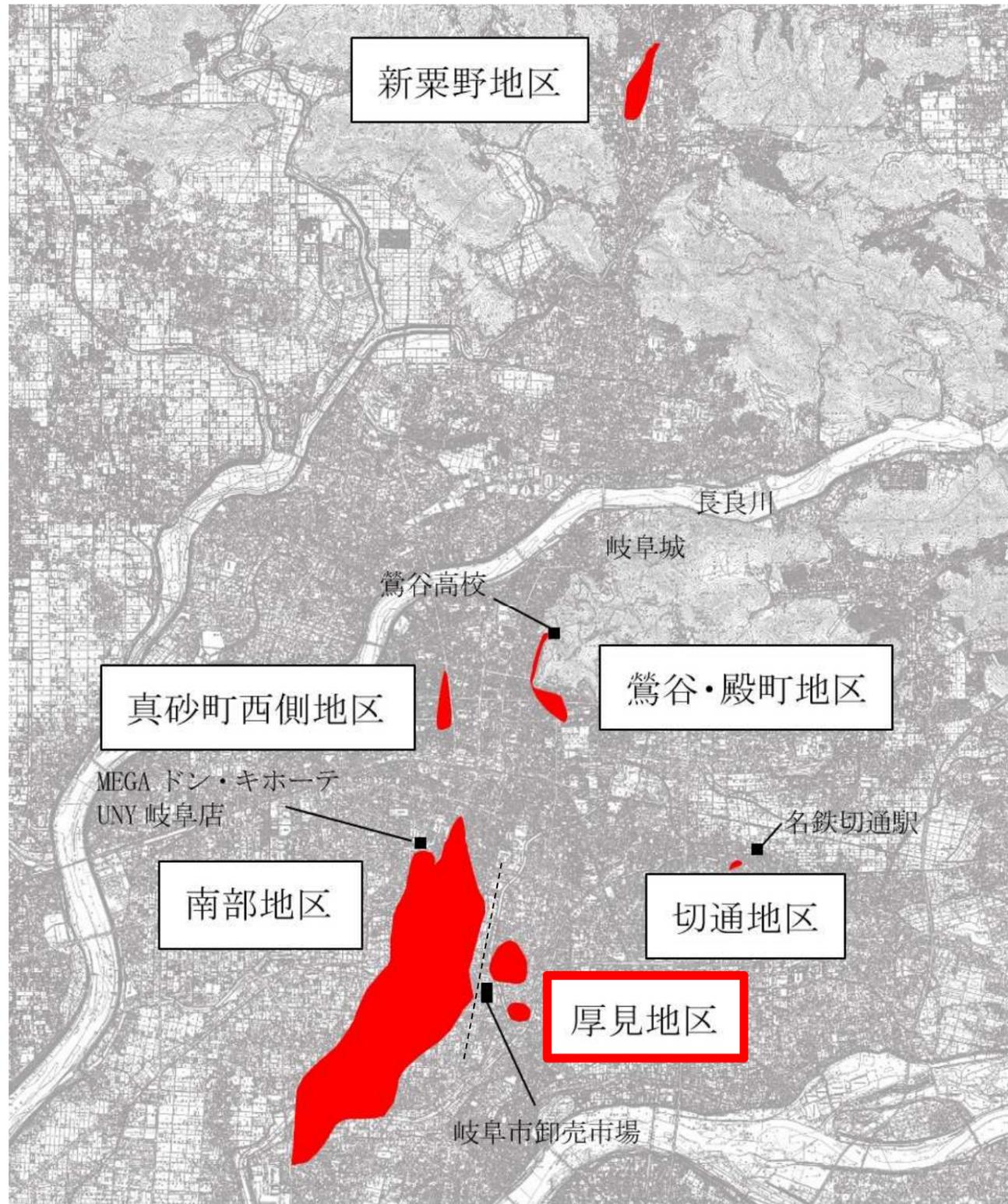
地点番号	H13 年度	H21 年度	H28 年度	R3 年度
1	0.046	0.029	0.014	<b>0.016</b>
2	0.039	0.033	0.017	0.0092
3	0.032	0.022	0.013	0.0075
4	0.036	0.002	0.011	0.0097
5	0.019	0.018	<0.0005	0.0067
6	0.0080	0.016	0.0086	0.0067
7	0.012	0.018	0.010	0.0069
8	0.023	0.017	0.0086	0.0057
9	0.022	0.013	0.0072	0.0076



基準超過した地点 1 は汚染範囲に残す。  
基準適合したが基準値に近い値であった地点 2、4 も、安全性を考慮し汚染範囲に残す。

➡ 汚染範囲は、地下水の流れる方向と 3 地点の濃度を勘案して黒線の範囲に縮小する  
※黒線の範囲は、コンピューター解析による濃度等高線図をもとに作成

1. 6つの汚染地区 (H12.11~H15.1の調査により指定)



2. 厚見地区の汚染範囲の見直し

